

## 児童扶養手当の申請

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚 ● 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生<sup>※</sup>

※詳細はお問い合わせください。

### □ 支給制限

次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 児童が請求者以外の父または母と生計同一
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者<sup>※</sup>を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない

※単身の異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

### □ 手当の支払月

申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

□ 支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,070	4万3,060 ~1万160
2人目 加算額	1万170	1万160 ~5,090
3人目以降 加算額 (1人につき)	6,100	6,090 ~3,050

### □ 所得制限

請求者本人および同居の扶養義務者などの所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

### □ 注意

手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。

▶ 子育て支援課 ☎ 042-460-9840

■ 別表1 令和4年度児童扶養手当所得制限限度額表(令和3年1月1日~12月31日の所得、令和4年11月~令和5年10月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	本人		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万	192万	236万
1人	87万	230万	274万
2人	125万	268万	312万
3人	163万	306万	350万
4人以上	1人につき加算38万		
1人につき加算	16~19歳未満の控除対象扶養親族 および特定扶養親族15万 老人扶養10万		老人扶養6万 (老人扶養のみの場合は、2人目 <sup>から</sup> )

※受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■ 別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	本人(父または母)	本人(養育者) 配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額		8万
障害・勤労学生控除		27万
特別障害者控除		40万
寡婦(夫)控除	0	※27万
ひとり親控除	0	35万
雑損・医療費・配偶者特別・ 小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	

※配偶者は寡婦(夫)控除なし

## 感謝状を贈呈しました

寄附や土地・建物の貸与、保存樹等の所有など市政へご協力をいただいた方々に感謝状を贈呈しました。

※五十音順

※岩崎フヂ子 様

※龔乾澤 様

※龔朝慶 様

※シチズン時計卓球部 様

※(有)瀬川工業所代表取締役 加藤幸恵 様

※(株)多摩商工代表取締役 鎌田忠詞 様

※西東京商工会 様

※増田和史 様

※森園政崇 様

※山崎宏子 様

※芳根電気工事(株)代表取締役 芳根忠 様

※ONEデザインズ(株) 様

※匿名3人

▶ 秘書広報課 ☎ 042-460-9803



## 令和4年全国地域安全運動 (10月11日(火)~20日(木)) スローガン「守ろうよ 私の好きな 街だから」

民間協力団体などと警察が連携し、犯罪や事故などのない安全で明るく住みよい地域社会の実現を推進する運動です。市民一人一人の防犯意識の高まりが、安全・安心なまちにつながります。

市内の防災・防犯情報を配信する市のサービス「西東京市安心・安全いーなメール」や、警視庁のスマートフォン向け防犯アプリ「DigiPolice」(デジポリス)を活用し、防犯意識を高めましょう。

☎ 田無警察署 ☎ 042-467-0110

▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4005



## 10月の人権・身の上相談のご案内

人権侵害、偏見や差別、近所付き合いでの悩み事など人権擁護委員が市民の皆さんの相談をお受けします。

☎ 10月13日(木)・26日(水)午前9時~正午・午後1時~4時

場 田無庁舎2階

申 10月3日(月)から電話で下記へ

▶ 協働コミュニティ課 ☎

☎ 042-420-2821

## お詫びして訂正します

市報9月15日号3面掲載の「『秋の環境美化一斉清掃』にご協力を」の記事で、一部の臨時集積所名に誤りがありました。正しくは次のとおりです。

正) 2 谷戸第二市民集会所、3 谷戸コミュニティセンター、6 芝久保コミュニティセンター

## 身近な事、嬉しかった事、悲しかった事、お話しませんか? 電話で話そう 20分

☎ 070-8704-1189 ※1人20分<sup>まで</sup>

時 毎週(水) 午後2時~4時(祝を除く) ※通話料自己負担

市内のボランティアの方とお話ししてみませんか? (秘密厳守) 年齢制限はありません。ご都合の良いときにおかけください。専門の相談はお受けできません。この活動は、「コロナ禍で話す機会が減った」などの声をきっかけに始まった地域活動です。

☎ ほっとネットステーション ☎ 042-438-9205

▶ 地域共生課 ☎ 042-420-2807

## 無料市民相談

### ■ 一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)~(金) 午前8時30分~午後5時

### ■ 専門相談(申込制) ※1枠30分

専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。

新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

□ 申込開始 10月4日(火) 午前8時30分(★印は、9月20日から受付中)

□ 申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話

※申込開始日は大変混みますので、ご了承ください。

☎ 市民相談室 ☎ 042-460-9805

内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	10月13日(木)・14日(金)・20日(木) 午前9時~正午
		10月11日(火)・18日(火)・19日(水) 午後1時30分~4時30分
交通事故相談	電話・対面	★10月6日(木) 午後1時30分~4時 10月25日(火) 午前9時~11時30分
税務相談	電話・対面	10月21日(金)・25日(火) 午後1時30分~4時30分
不動産相談	電話・対面	★10月13日(木) 午後1時30分~4時30分
		10月28日(金) 午前9時~正午
登記相談	電話・対面	★10月5日(水) 午前9時~正午
		★10月20日(木) 午後1時30分~4時30分
表示登記相談	電話・対面	★10月20日(木) 午後1時30分~4時30分
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	電話・対面	★10月12日(水) 午後1時30分~4時30分
行政相談	電話・対面	※10月15日号でお知らせします。
相続・遺言・成年後見等 手続相談	電話・対面	10月26日(水) 午後1時30分~4時30分